

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 5 月 27 日

月 曜 日

第 3622 号

目 次

告 示

- 新規土地改良事業施行の認可 1
- 土地改良区の定款変更の認可
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 3
- 家畜伝染病の発生

公 告

- 随意契約の相手方等の公示 4
- 開発行為の工事完了 5
- 木造建築士の業務停止処分 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 7

告 示

富山県告示第257号

新規土地改良事業施行の認可について

保内土地改良区から申請のあった三田地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成25年 5 月 14 日認可した。

平成25年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第258号

土地改良区の定款変更の認可について

早月川沿岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭

和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月13日認可した。

平成25年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第259号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月14日認可した。

平成25年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第260号

土地改良区の定款変更の認可について

庄東用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月14日認可した。

平成25年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第261号

土地改良区の定款変更の認可について

井波町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月17日認可した。

平成25年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第262号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称 射水市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画下水道事業
射水公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
事業地のうち、海老江の一部を削り、東明西町の一部を追加する。
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和34年 4 月 1 日から
平成27年 3 月 31日まで

富山県告示第263号

家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成25年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

家畜伝染病の 種類	家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数	発生区域	発生年月日
結核病	牛	疑似患畜	1頭	南砺市	平成25年5月17日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月26日富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システムハードウェア保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
53,486,024円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に掲げる場合に該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年 12 月 26 日富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番 78 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 25 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
27,703,998 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するため

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 25 年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
南砺市川西636番1の一部、636番3の一部、637番1の一部及び638番1の一部(第3工区)			南砺市福野 100番地	コマツNTC株式会社
滑川市高月町126番の一部外126筆(第2工区)			滑川市寺家町 104番地	滑川市長 上田 昌孝

木造建築士の業務停止処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成25年 5 月 17 日

2 処分を受けた建築士

(1) 氏名

安田 俊宏

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

木造建築士

(3) 登録番号

第 3 6 8 号

3 処分の内容

業務の停止 1 月間 （平成25年 6 月 1 日から平成25年 6 月 30 日まで）

4 処分の原因となった事実

建築士事務所（平成19年 6 月 18 日付け富山県知事登録第（1）92号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成23年11月28日以降、管理建築士講習の課程を修了していない者を同事務所の管理建築士として置いていた。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

富山西ショッピングセンター 富山市五福字御用地割5160番地

2 店舗を設置する者 株式会社ラッキー**3 変更事項**

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 代表取締役社長 大森 実 射水市流通センター
水戸田三丁目4番地 ほか4

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役社長 平邑 秀樹 富山市赤田
487番地1 ほか4

4 変更の日 平成25年5月11日

5 変更の理由 小売業者が変更になったため

6 届出の日 平成25年5月17日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年5月27日から平成25年9月27日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

